

大阪府立とりかい高等支援学校 部活動に係る活動方針

令和5年4月1日

1. 部活動の目的

本校の部活動は、共通の目標のもとでスポーツや文化の楽しさや喜びを味わうとともに、仲間と一緒に困難を克服する努力の尊さや目標を達成する喜びを実感できる機会とする。また、人間関係を深め、友情を育み、自分の存在感を感じられる機会とし、人間的成長や充実した学校生活の実現、体力や知力の向上を図ることを目的とする。

2. 運営について

- (1) 顧問は全教員で務め、指導には各部の顧問があたる。
- (2) 主顧問を中心に指導計画を作成し安全に留意して指導を行う。
- (3) 活動は顧問の監督下（原則的には付き添い）で行う。

活動時間は15：40開始、17：00完全下校 ただし、水曜日は15:40開始、16:45完全下校

- (4) 休業日や校外にて活動を行う場合は、顧問が作成した指導計画に則って顧問の付き添いのもとで行う。活動についてはあらかじめ学校に届出をし、校長の許可を受けて行う。
- (5) 毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、必要な生徒には活動予定表を配付し、保護者の理解と協力を求める。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は、土日祝（大会等を除く）と、平日に会議等で顧問の付き添いが不可能な日とする。
- (2) 1日の活動時間は、平日では1時間30分程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (3) 学校の休業日に練習試合や大会等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、生徒の自発性を損なうことの無いよう障がいの特性や一人ひとりの技能レベルを考慮して指導・支援に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 練習試合や大会等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。